

(2) 九月十二日争議団伊藤橋次郎外十一名ハ飯屋二時日米井商店ヲ
訪問製作物代表社員トシ松村軍事務三團会ヲ中込ミタルカ不在ノ
爲果サス同日麹町区下六番町三〇 自宅ヲ訪問セルモ全様不在ニ
シラ更ニ上六番町米井商店重役米井信夫ヲ訪問セルモ米井八月下海
外出張中ナル爲メ家人三團會嘆願ヲ爲セリ
(3) 争議團員小林兼台外一名ハ九月十四日又ノ内海上ニシテ
千徳商會ニ因工場ノ出資者須田國雄ヲ訪問シ料以
轉渡方ヲ嘆願

一 事業主側

事業主側ニ於テハ特異ノ行動ナシ

一 交渉状況

(1) 九月四日労資令見セルカ事業主ハ工場ヲ縮小シノ授意具三介
ノ一ヲ便用スル旨主張、 争議団ハ工場開始、 解雇及對シ
主張シ何卒従ル必ナシ、

(2) 九月十一日、令見ニ於テハ事業主ハ工場閉鎖ヲ争議団ハ共ノ及
對シ各々主張シ總ル歎ナシ

(3) 九月十五日米井商店ニ於テ労資令見セルカ未払其他一切ニ付
金五千元支給ヲ、争議団ハ約二万五千五十円ヲ要求交渉シ九月
十六日ニモ同様ノ交渉アリタルモ進展セズ

(4) 九月二十六日満停課ニ於テ労資双方ヲシテ折衝セシメタルカ別
紙覺書ノ通リ解決ス

一 警察事故

争議團員約六十名ハ九月十三日午後一時三十分頃日本橋区
本石所方面ヨリ日本橋ヲ渡リ京橋区銀座二丁目米井商店ハ
向ケテモ行ヒタルカ共際取締、任ニテ新場橋署巡査
部長小林卯三郎ハ争議團員ノ爲政打セラレテ治療六日ヲ要
スル負傷ヲ負ハセラル所獲京橋区新場橋署ハ協力シテ五十
五名ヲ検束シ内六名ヲ留置、小林部長ニ對スル暴行公務執